

落札者決定基準

令和 8 年 9 月

大阪公立大学医学部附属病院

病院情報システムネットワーク機器等購入・運用保守業
務委託

総合評価一般競争入札

提案書等の評価にあたり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、次に掲げる方法により、仕様（技術）面及び価格面の2つの観点で評価する。

1. 審査機関

- (1) 本調達技術的な審査については、病院情報システムネットワーク機器等購入・運用保守業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、入札説明書で求める提案書が下記3. 提案書の評価方法に基づき仕様書に記載している要件を満たし、かつ優れた提案となっているかの判断及び下記4. 価格点の算出方法に基づき付与する点数の判断について審査する。

2. 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法については、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち下記3. に定める評価方法により算出された技術点と価格点の合計点が最も高い者とする。

(ア) 価格点の基となる入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 「提案書記載依頼事項」に示す評価項目の大項目「4.1.追加提案」を除き、各小項目のいずれか1項目でも0点でないこと。

イ 最高得点者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者として決定する。なお、技術点、価格点とも同点の場合は、入札書記載金額の低い者を落札者として決定する。技術点、価格点とも同点で入札書記載金額が同額の場合は、入札執行業務に関係のない職員に、くじを引かせ落札者を決定する。

(2) 技術点および価格点の配分

点数については、1,200点満点とし、得点配分については、技術点を900点、価格点を300点とする。

なお技術点の点数内訳は「提案書記載依頼事項」のとおりとする。

3. 提案書の評価方法

技術点については、調達仕様書および評価基準に基づき次のとおり行うこととする。

- (1) 評価基準については、下記5. のとおりとする。
- (2) 各提案について、評価基準に記載している要求要件を満たしているかを判断し、具体的かつ評価できる場合については、その提案に応じ技術点を付与する。
- (3) 提案仕様書および評価基準に記載されていない提案については、本業務の必要度および重要度に照らし、必要の範囲を超えているものについては評価の対象としない。
- (4) 各提案者の技術点については、学識経験者等により構成される委員会で決定する。

4. 価格点の算出方法

価格点の算出については、次のとおり行うこととする。

(1) 価格点は、本調達の入札書記載金額に応じて点数化するものとする。

(2) 技術点を決定後、以下の算出方法により価格点を算出する。

入札書記載金額が予定価格以下のものを対象に下記に示す方法により、価格点を算出する。

「価格点＝300点×（1－入札書記載金額／予定価格）」

評価点は小数以下第2位を四捨五入

なお、入札書記載金額が予定価格を上回っているときは、入札を無効とする。

5. 技術評価基準

提案書の評価項目および評価基準は、「提案書作成要領」「提案書記載依頼事項」の「評価項目」および「記載内容・方法」のとおりとする。

6. 技術評価点の考え方

(1) 評価項目単位の採点

評価項目単位の採点は、「0～5点」までの次の6段階評価とする。

非常に優れている・・・・・・・・・・5点

優れている・・・・・・・・・・4点

標準的である・・・・・・・・・・3点

低いレベルである・・・・・・・・・・2点

非常に低いレベルである・・・・・・1点

提案が無いまたは記載がない・・0点

評価項目の重要度に応じて、1～36倍の重み付けを行い評価する。